

| 受理官庁 GB | 知的所有権庁 ¹ (英国) | 附属書 C GB |
|--|---|-------------|
| 右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁 | 英国 ² ；及びマン島，ジブラルタル属領，ガーンジー管区の居住者 | |
| 国際出願の作成に用いることができる言語 | 英語又はウェールズ語 ³ | |
| 配列リストにおける言語依存フリーテキストのために認められる言語 | 国際出願と同一の言語（英語及びウェールズ語）；又はその両方 | |
| 願書の提出に用いることができる言語 | 英語 | |
| 紙形式について受理官庁が要求する部数 | 1 | |
| 受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{4, 5} | 認める ⁶ | |
| 受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？ | 認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。 | |
| 管轄国際調査機関 | 欧州特許庁 | |
| 管轄国際予備審査機関 | 欧州特許庁 | |

[次頁に続く]

- 1 知的所有権庁は特許庁の運営名称である。
- 2 1981年英国国籍法によって、英国国民，英国領市民，海外居住英国国民，英国臣民及び英国保護民に対し，連合王国籍が与えられる。連合王国の独立地域からの出願人の国籍及び居住地についての質問は，知的所有権庁特許法務部まで問い合わせされたい。
- 3 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合，出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 4 国際出願が，実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い，その範囲内で電子形式によって行われている場合には，国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 5 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には，実施細則附属書Cに従い，すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。
- 6 この受理官庁は，ePCT出願を使用して電式形式で行われた国際出願を受理する。関係する受理官庁の通告については，PCT公報 No. 32/2004，18092頁以降，2022年4月28日付公示（PCT公報）103頁以降，及び2022年8月4日付公示（PCT公報）206頁参照。

| G B | 知的所有権庁 ⁷ (英 国) (続き) | G B |
|--|--|----------------------------|
| 受理官庁に支払うべき手数料 | 通貨：ポンド・スターリング (GBP) | |
| 送付手数料 | GBP | 75 |
| 国際出願手数料 | GBP | 1,132 (1,200) ⁸ |
| 30枚を超える1枚ごとの手数料 | GBP | 13 (14) ⁸ |
| 減額（手数料表第4項に基づく）： | | |
| 電子出願 （文字コード形式による願書） | GBP | 170 (181) ⁸ |
| 電子出願 （文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び要約） | GBP | 255 (271) ⁸ |
| 調査手数料 | 附属書D（EP）参照 | |
| 優先権書類の手数料 | GBP | 20 |
| 優先権回復請求手数料 （PCT規則26の2.3(d)） | GBP | 150 |
| 受理官庁は代理人を要求するか？ | 不 要 | |
| 誰が代理人として行為できるか？ | 英国，マン島又は他の欧州経済領域（EEA）の加盟国に居所を有するか，又は営業所を有している自然人，共同経営者若しくは法人 ⁹ 。弁理士の登録名簿は，The Registrar, c/o The Chartered Institute of Patent Attorneys, 2nd Floor Halton House, 20-23 Holborn, London, EC1N 2JD から入手できる ¹⁰ 。 | |
| 委任状の提出要件の放棄 | | |
| 受理官庁は，別個 ⁹ の委任状を提出する要件を放棄しているか？ | している ¹¹ | |
| 別個 ⁹ の委任状が要求される特別の状況 | 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人若しくは共通の代表者が出願人を代理して行為をする権能を有しているか明らかでない時 | |
| 受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？ | している ¹¹ | |
| 包括委任状の写しが要求される特別の状況 | 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人若しくは共通の代表者が出願人を代理して行為をする権能を有しているか明らかでない時 | |

7 脚注1を参照。

8 括弧内の額は2023年1月1日から適用される。

9 2021年1月1日以降に行われた国際出願について選任された代理人は，英国，マン島，チャンネル諸島又はジブラルタルに送達用あて名を有することが要求される。

10 電子メール：mail@cipa.org.uk，インターネット：www.cipa.org.uk，電話：(44-20) 74 05 94 50
FAX：(44-20) 74 30 04 71

11 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。